

府政共生 493 号
25 初幼教第 4 号
雇児保発 0628 第 1 号
社援基発 0628 第 1 号
平成 25 年 6 月 28 日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（少子化対策担当）

長 田 浩 志

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

蝦 名 喜 之

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

森 晃 憲

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

矢 野 和 彦

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

橋 本 泰 宏

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

友 藤 智 朗

幼保連携型認定こども園の設置を目的として行う法人間の事業譲渡の類型並びにこれに伴う財産等の贈与に係る税制上の取扱い及び日本私立学校振興・共済事業団又は独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けている場合の債務の承継に係る取扱いについて（通知）

新幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）又は旧幼保連携型認定こども園（認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園で幼稚園及び保育所で構成されるものをいう。以下同じ。）を設置するため、幼稚園及び保育所又は保育機能施設（以下「保育所等」という。）について単一の設置主体による運営に切り替えるために事業の全部を譲渡（以下「事業譲渡」という。）する場合の取扱いについては、「複数の法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園に係る法人間の財産の承継を含む事業譲渡等の取扱いについて」（平成 24 年 12 月 18 日付通知府政共生 964 号、24 初幼教第 10 号、雇児保発 1218 第 1 号、社援基発 1218 第 1 号。以下「平成 24 年 12 月 18 日付通知」という。）において、学校法人及び社会福祉法人が連携して設置している旧幼保連携型認定こども園が認定こども園法一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定に基づくみなし設置認可の適用を受けて新幼保連携型認定こども園として存続するために、旧幼保連携型認定こども園を単一の設置主体による運営に切り替える場合の取扱いに係る留意事項について、同通知 2 において示すとともに、学校法人が設置する幼稚園及び社会福祉法人が設置する保育所で旧幼保連携型認定こども園ではないものを単一の設置主体による運営に切り替えて、新たに旧幼保連携型認定こども園又は新幼保連携型認定こども園を設置するために事業譲渡が行われる場合についてもこれを適宜参考とするよう、同通知 3 前段にて示したところです。

また、事業譲渡に係る税制上の取扱いについては、同通知 2（3）①及び 5 において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第 1 項後段の規定による国税庁長官の承認（以下「非課税承認」という。）を受けた財産等の贈与に係る取扱いの見直しを含め、平成 25 年度税制改正要望を行っている旨をお知らせしたところです。

このたび、新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の設置を目的として幼稚園又は保育所等の事業譲渡を行う場合の類型を整理するとともに、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号。以下「所得税法等一部改正法」という。）による租税特別措置法第 40 条の改正により、平成 25 年 6 月 1 日より事業譲渡に伴う財産等の贈与に関する税制上の取扱いが変更となった点に係るその取扱い及び留意事項、並びに事業譲渡の対象となる幼稚園又は保育所の事業について日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）又は独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から資金の貸付けを受けている場合の事業譲渡に伴う債務の承継に係る取扱いを整理しましたので、下記のことについて十分に御了知の上、所轄の各幼稚園又は保育所等を設置する者等に対する指導及び助言その他の事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 事業譲渡の種類

新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園を設置するために、幼稚園又は保育所等について、一方の公益法人等（学校法人、社会福祉法人その他の所得税法等一部改正法による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第40条第10項に規定する「譲渡法人」に該当するものをいう。以下「譲渡法人」という。）から他方の公益法人等（学校法人、社会福祉法人その他の新租税特別措置法第40条第10項に規定する「譲受法人」に該当するものをいう。以下「譲受法人」という。）に事業譲渡を行う場合の種類としては、以下のものがあること。

- イ (i) 譲受法人による新幼保連携型認定こども園の設置を目的として、譲渡法人が設置する幼稚園又は保育所等を譲受法人による運営に切り替える場合
- (ii) 譲渡法人及び譲受法人がそれぞれ設置する幼稚園又は保育所（保育機能施設を含まない。）をともに廃止し、これらを基に譲受法人が新幼保連携型認定こども園を設置する場合
- ロ 譲渡法人及び譲受法人がそれぞれ設置する幼稚園又は保育所等が連携する施設について旧幼保連携型認定こども園の認定を受け、認定こども園法一部改正法の施行日に認定こども園法一部改正法附則第3条第1項の規定に基づくみなし設置認可の適用を受けて新幼保連携型認定こども園として存続させることを目的として、当該幼稚園又は保育所等（保育機能施設にあっては、それを基に譲受法人が保育所を設置することがみなし設置認可の適用を受けるために必要）を譲受法人による運営に切り替える場合
- ハ 譲渡法人及び譲受法人がそれぞれ設置する幼稚園又は保育所が構成する旧幼保連携型認定こども園について、認定こども園法一部改正法の施行日に認定こども園法一部改正法附則第3条第1項の規定に基づくみなし設置認可の適用を受けて新幼保連携型認定こども園として存続させることを目的として、当該幼稚園又は保育所を譲受法人による運営に切り替える場合

2 事業譲渡に伴う財産等の贈与に係る税制上の取扱い

(1) 改正の概要

所得税法等一部改正法による改正前の租税特別措置法第40条においては、事業譲渡に伴い、非課税承認を受けた贈与又は遺贈に係る財産又は同条第1項に規定する代替資産（以下「財産等」という。）を譲渡法人から譲受法人に贈与する場合には、譲渡法人の解散に伴う残余財産の引渡しによる財産等の移転の場合（同条第7項）を除き、当該財産等について非課税承認に係る公益目的事業の用に直接供しなくなった場合に該当するものとされ、非課税承認の取消事由となっていたが（同条第3項）、今回の改正により、このような場合にも、財産等の贈与の日（同条第10項に規定する「贈与の日」をいう。以下同じ。）の前日までに所定の書類を納税地の所轄税務署長を通じて国税庁長官に提出した

ときは、当該譲受法人及び当該財産等について非課税措置を継続することができることとなったこと（同条第10項等）。

また、当該財産等の贈与を受けた譲受法人は、当該贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、当該財産等を新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の事業の用に供する必要があること（同条第11項において準用する同条第5項）。

（2）対象となる財産等の贈与

今回の改正により新たに非課税措置を継続する対象となる財産等の贈与は、上記1のイ～ハの場合に行われる事業譲渡すべてに伴うものであること（上記2（1）のとおり、譲渡法人の解散に伴う残余財産の引渡しによる財産等の移転を除く。残余財産の引渡しの場合に非課税措置を継続できることについては、平成24年12月18日付通知における2（3）①後段を参照。）。

なお、非課税措置の対象となる財産等は、譲渡法人が設置する幼稚園又は保育所等に係る事業の用に直接供されているものに限ること。

3 非課税措置を継続するための手続及び留意事項

（1）非課税措置を継続するための手続

非課税措置を継続するためには、譲渡法人及び譲受法人において、事業譲渡に係る幼稚園の設置、廃止若しくは設置者変更の認可若しくはその申請、保育所の設置認可若しくは廃止承認若しくはそれらの申請、保育機能施設の設置者変更の届出、新幼保連携型認定こども園の設置認可若しくはその申請又は旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出（以下「関連認可等手続」という。）のうち所定の手続を済ませた上で、事業譲渡に係る財産等の贈与の日の前日までに、所定の書類を納税地の所轄税務署長を通じて国税庁長官に提出する必要があること（事業譲渡の種類ごとの関連認可等手続については別紙1、国税庁長官への提出書類については別紙2を参照。）。

（2）手続上の留意事項

①新租税特別措置法第40条第10項に規定する「贈与の日」

新租税特別措置法第40条第10項に規定する「贈与の日」とは、譲渡法人による財産等の贈与の履行の日であること。したがって、贈与の日には財産等の贈与を含め関係法令に基づく認可等や法人間の契約に基づく各権利義務関係の承継を含めた当該事業譲渡全体の効果が生じる必要があり、贈与の日までに、必要な契約の締結はもとより、関連認可等手続のほか、学校法人の寄附行為や社会福祉法人の定款の変更の認可等の関係法令に基づく手続を済ませる必要があること（事業譲渡に伴う必要な手続及び留意事項については平成24年12月18日付通知を参照。）。

②財産等を幼保連携型認定こども園の事業の用に供する日

財産等の贈与を受けた譲受法人は、当該財産等を贈与の日の翌日から1年を経過する日

までの期間内に新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の事業の用に供する必要があるため、あらかじめこの期間内における新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の設置予定日を定めておく必要があること。なお、別紙2のとおり、非課税措置を継続するための国税庁長官への提出書類には、財産等が新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の事業に供される「使用開始予定日」として、当該設置予定日を記載するとともに、認可等の申請書類や理事会議事録等のそれを証する書類を添付する必要があること。

また、所轄庁においては、当該設置予定日までに新幼保連携型認定こども園の設置認可又は旧幼保連携型認定こども園の認定を済ませることを含め、必要な手続が遺漏なく実施されるよう、事業譲渡を行う者に対して適切に指導及び助言をすることが望ましいこと。

③事業譲渡に係る幼稚園又は保育所等の設置認可等の申請書類に記載すべき事項等

上記1のイ(i)又はロの場合において、譲渡法人又は譲受法人が、幼稚園に係る事業譲渡の場合には幼稚園の設置又は設置者変更の認可申請、保育所に係る事業譲渡の場合には保育所の設置の認可申請、保育機能施設に係る事業譲渡の場合には保育機能施設の設置者変更の届出をそれぞれ行うときは、当該申請又は届出が新幼保連携型認定こども園又は旧幼保連携型認定こども園の設置を目的として行われるものである旨及びその設置予定日を申請書類又は届出書類に記載することを当該譲渡法人又は譲受法人に対して求めるとともに、その設置に向けて準備が円滑に進むよう、適切に指導及び助言することが望ましいこと。

(3) 上記(1)(2)に係る内容については、国税庁とも協議済みであること。

4 事業団又は機構から資金の貸付けを受けている場合の債務の承継に係る取扱い

幼稚園又は保育所を設置する者が、当該幼稚園又は保育所の事業に関し、施設の設置、整備又は経営等について事業団又は機構から必要な資金の貸付けを受け、事業譲渡の時点でその償還が完了しない場合において、事業譲渡に当たり、当該貸付けに係る債務を承継しようとするときは、一般的な資金の貸付けに係る債務の承継と同様、債権者である事業団又は機構の同意を得ることが必要であるため、手続等について、事前に事業団又は機構に相談すること。

なお、学校法人以外の者であって幼稚園又は新幼保連携型認定こども園を設置しようとするものへの債務の承継については、当該者への貸付けは、事業団が同意した場合に、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)附則第13条の規定により、同法第23条第1項第2号に規定する「学校法人」への貸付けとして認められていること。また、社会福祉法人以外の法人であって保育所を設置又は経営しようとするものへの債務の承継については、当該法人への貸付けは、機構が同意した場合に、独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第146号)による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成15年政令第393号)第2条第8号に規定する「保

育所を設置し、若しくは経営する法人」への貸付けとして認められていること（なお、社会福祉法人以外の法人であって新幼保連携型認定こども園を設置又は経営しようとするものへの債務の承継についても、同様の取扱いとなるよう措置する予定。）。

(添付資料)

- 別紙 1：事業譲渡の種類ごとの関連認可等手続について
- 別紙 2：租税特別措置法第 40 条第 10 項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書及び租税特別措置法第 40 条第 10 項の規定の適用を受けることの確認書
- 別紙 3：租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条の改正の新旧
- 別紙 4：租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 の改正の新旧及び経過措置に係る読替表
- 別紙 5：租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 19 の改正の新旧及び経過措置に係る読替表
- 別紙 6：「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）（平成 25 年 6 月 20 日付国税庁長官通達）
- 別紙 7：その他の関係法令条文（抜粋）
- 別紙 8：概要資料

<問い合わせ先>

(幼稚園の設置者の変更並びに設置及び廃止に関する事項)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

03-6734-3136 (直通)

(学校法人に関する事項)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

03-6734-2527 (直通)

(事業団からの資金の貸付けに関する事項)

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

03-6734-2547 (直通)

(保育所の設置及び廃止並びに保育機能施設の設置者変更に関する事項)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

03-3595-2542 (直通)

(社会福祉法人及び機構からの資金の貸付けに関する事項)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

03-3595-2616 (直通)

(上記以外の一般的事項)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

参事官（少子化対策担当）付

03-3581-2501 (直通)